

平成28年度 桑名市介護&障害合同研修会

居宅介護支援事業所の活動について

**三重県介護支援専門員協会
桑員支部**

支部長 福本美津子

介護保険制度をつらぬく理念

- (第1条) 要介護者が**尊厳**を持って**自立した生活**が営めるようにサービスを給付
- (第4条) 国民は要介護状態となることを予防するための**健康保持の増進**、要介護状態となった場合にも、介護サービスを利用して、その**有する能力の向上**に努める。
介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

1. 介護保険の体制変更のおさらい

介護保険の基本理念

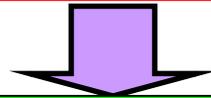
介護保険制度の制度上の基本理念

介護サービスの社会化

介護保険制度の提供面での基本理念

= 高齢者介護の基本理念

自立支援(尊厳)



自己決定権
の尊重

生活の継続性
の尊重

残存能力の
活用

介護支援専門員の定義

介護保険法第7条第5項

介護支援専門員とは

- 要介護者又は要支援者からの相談に応じ、要介護者などが**心身の状況等**に応じ、適切な居宅サービスが受けられるように**市町村やサービス事業者等との連絡調整**を行う者で要介護者等が**自立した日常生活を営むのに必要な援助**に関する専門的識及び技術を有する者として「介護支援専門員の証」の交付を受けた者

介護支援専門員に求められる自立支援に必要な三つの能力

技術・技能

プロセスの目的達成に必要な
『技術・技能』
※ アセスメント→プランニング
↑ ↓
モニタリング←マネジメント

知識

- ・介護保険制度
- ・ケアマネジメント
- ・高齢者理解
- ・疾病
- ・他制度・地域の社会資源 等

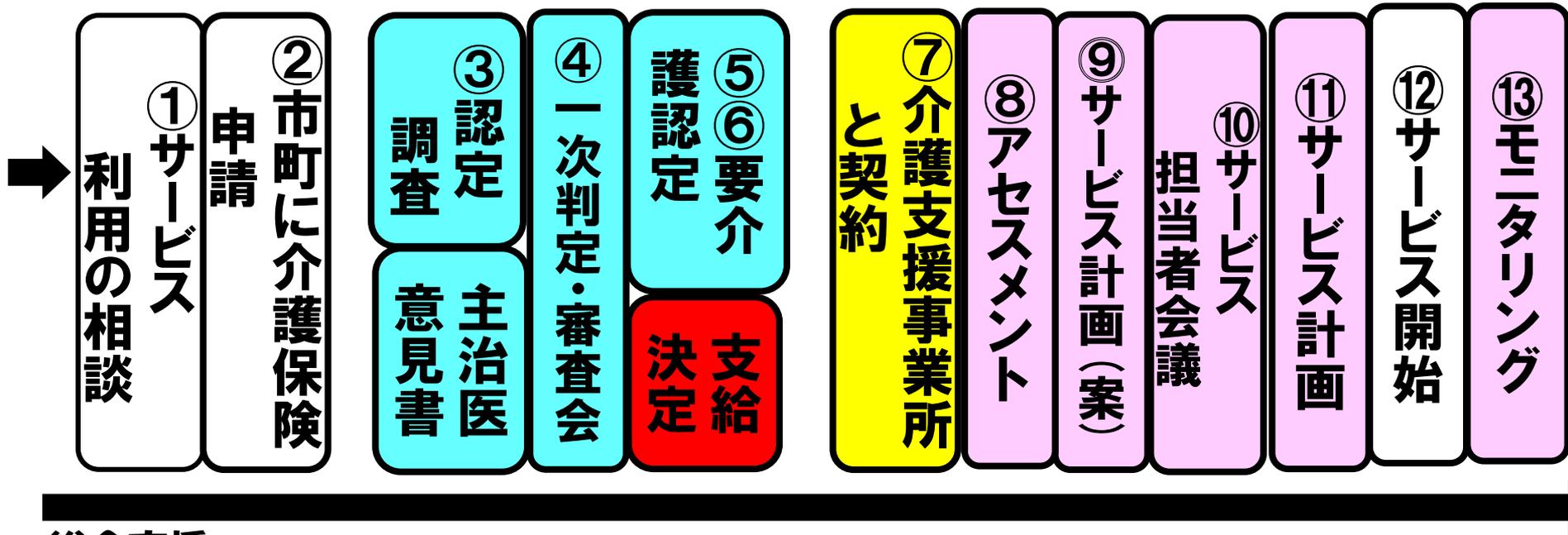
自立支援につながる
ケアマネジメント

倫理

自立支援 利用者本位 公正・中立・権利擁護

サービスの流れ

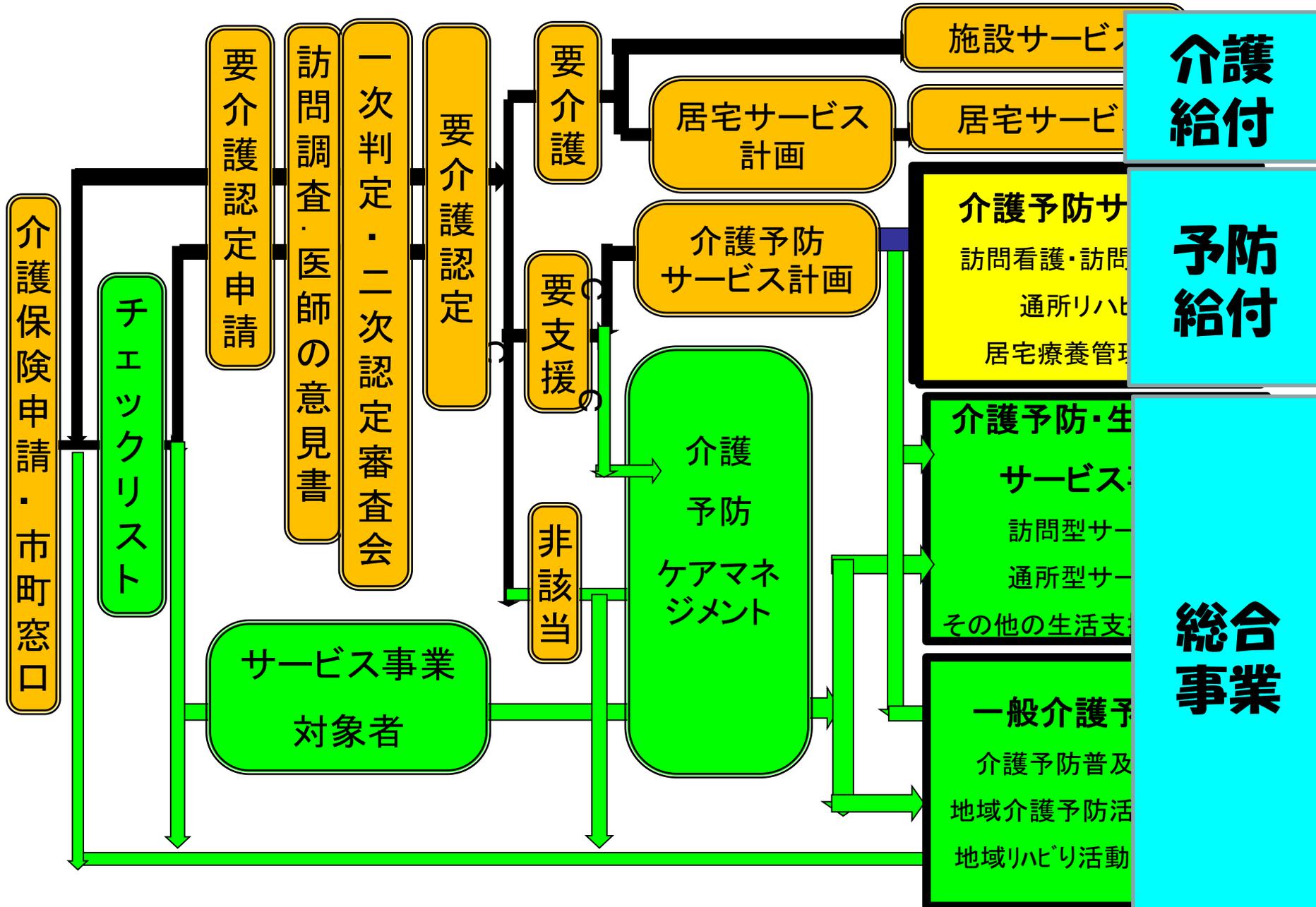
介護保険



総合支援



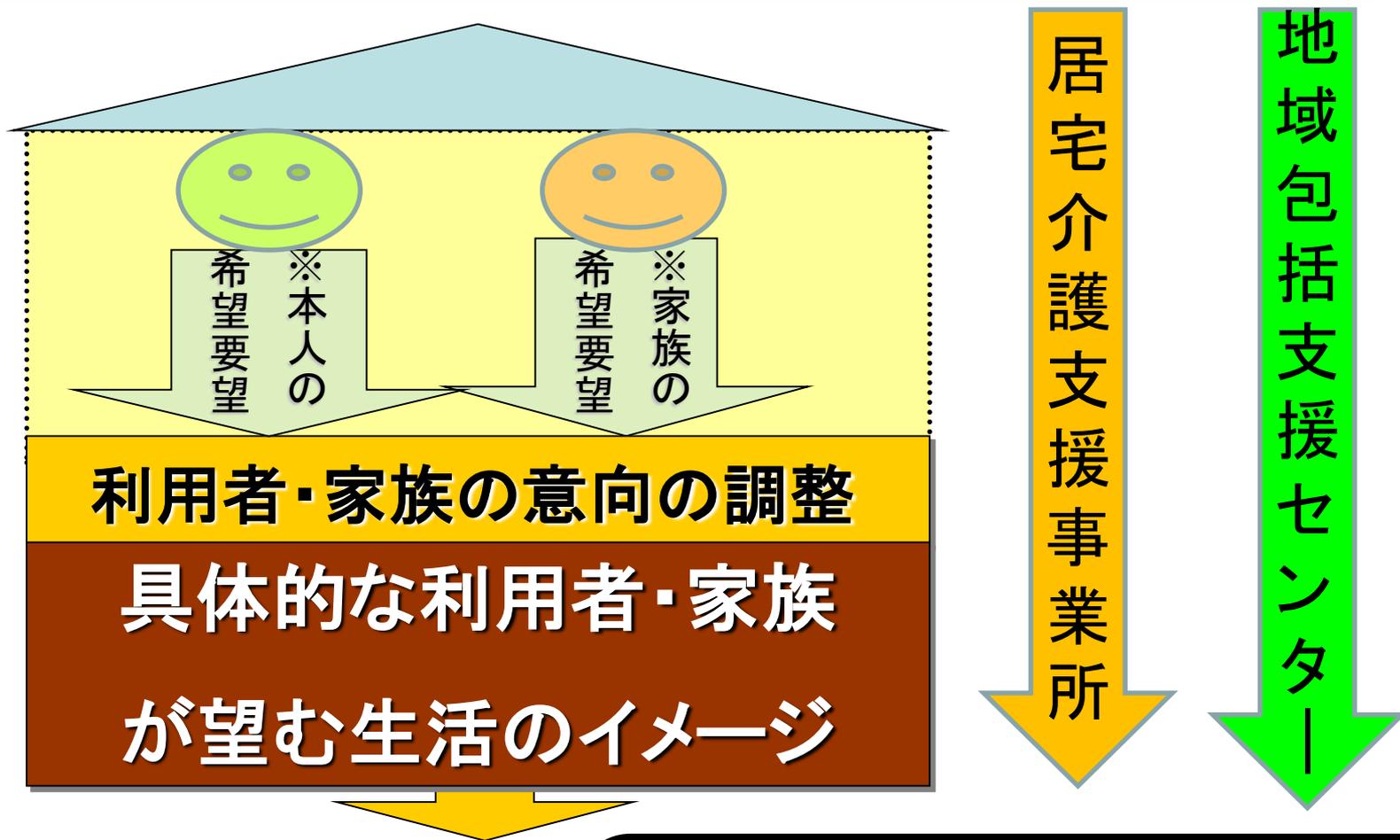
平成27年4月改定 介護保険サービス利用までの流れ



介護度と支給限度額

| 要介護状態区分 | 支給限度額 | 備考 |
|---------|----------|---|
| 要介護1 | 166,920円 | 在宅サービス、住改、 福祉用具 (手すり・スロープ・歩行器・歩行補助杖) |
| 要介護2 | 196,160円 | 在宅サービス、住改、福祉用具 |
| 要介護3 | 269,310円 | 在宅・施設サービス、住改 福祉用具 |
| 要介護4 | 308,060円 | |
| 要介護5 | 360,650円 | |
| 要支援1 | 50,030円 | 訪問リハ・看護・入浴・住改 ヘルパー1/週・居宅療養・ショート デイ1/週、デイケア、 福祉用具 |
| 要支援2 | 104,730円 | 訪問リハ・看護・入浴・住改 ヘルパー2/週・居宅療養・ショート デイ2/週、デイケア、 福祉用具 |

介護サービスを利用するにあたり



介護給付

施設
サービス

居宅
サービス

予防給付

訪問看護
訪問リハビリ
居宅療養指導
住宅改修

総合事業

介護予防・生活支
援サービス事業
訪問型サービス
通所型サービス
その他の生活支援

一般介護予防事業
介護予防普及啓発
地域介護予防活動支援
地域リハビリ活動支援

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

- (従来の要支援者)
- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

訪問型サービス(第1号訪問事業)

・現行の訪問介護相当

①訪問介護

・多様なサービス

②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

③訪問型サービスB(住民主体による支援)

④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)

⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス(第1号通所事業)

・現行の通所介護相当

①通所介護

・多様なサービス

②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

③通所型サービスB(住民主体による支援)

④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)

①栄養改善の目的とした配食

②住民ボランティア等が行う見守り

③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

①介護予防把握事業

②介護予防普及啓発事業

③地域介護予防活動支援事業

④一般介護予防事業評価事業

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

【参考】介護予防に資するケアマネジメントの事例のイメージ

陥りがちなケアマネジメント

「独りで入浴できない」



「清潔を保持したい」



「通所介護で
入浴する」



いつまでも
独りで入浴できない

できないことを代わりにするケア

目指すべきケアマネジメント

「なぜ独りで入浴できないのか」



「左片麻痺によるバランス不安定で
浴槽をまたげない」



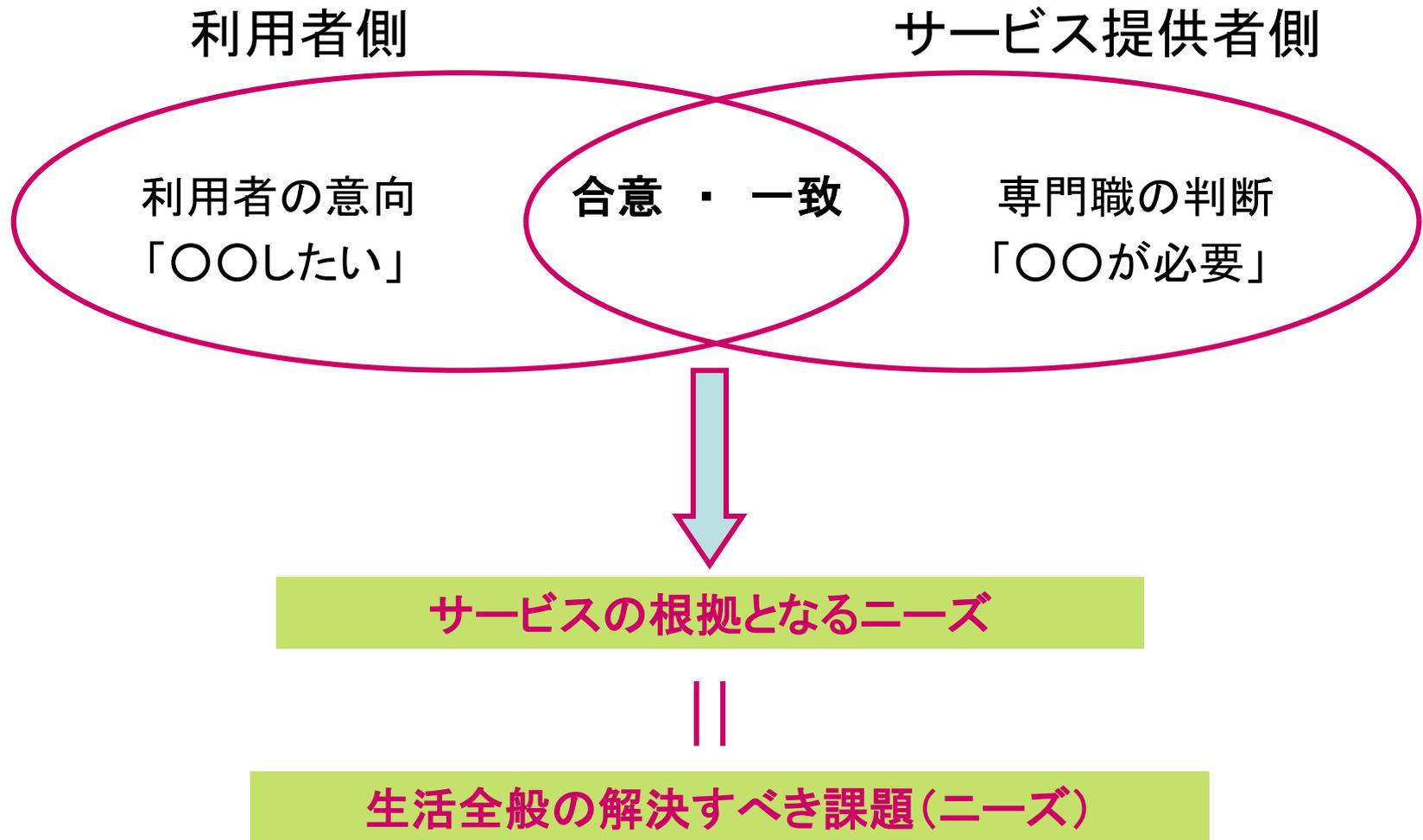
「通所介護で足を
持ち上げる動作を指導して
浴槽をまたげるようにする」



独りで
入浴できるようになる

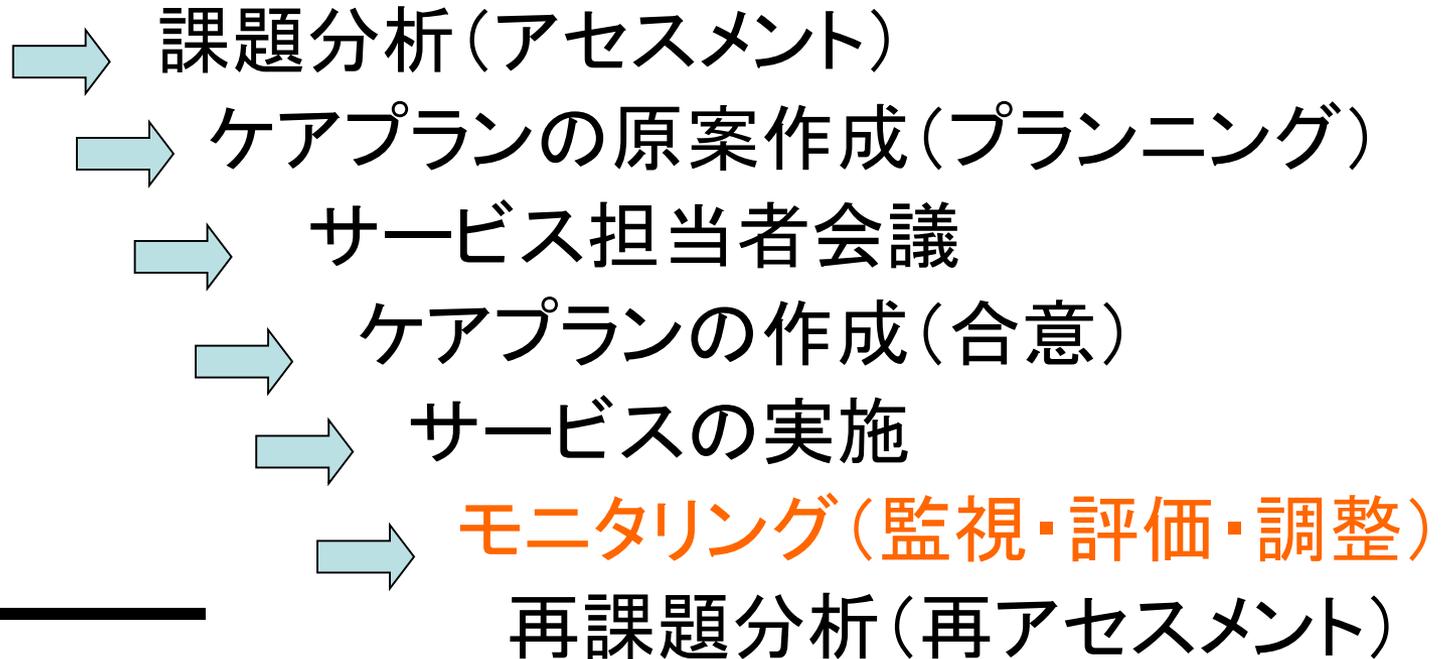
できないことをできるようにするケア

生活全般の解決すべき課題(ニーズ)とは何か



ケアマネジメントのプロセス

入口（インテーク）



↓
終結

ケアマネジメントのプロセス

インテーク

- ①利用者の発見
- ②スクリーニング
- ③受入・導入
- ④問題の確認と生活の目標の仮設定
- ⑤支援計画と支援方法の確認
- ⑥契約
- ⑦インテークの終了

アセスメント

- ①利用者、家族の生活への希望の把握
- ②現状の把握と分析、予測
- ③「生活の目標」の把握と支援目標の仮設定
- ④利用者、家族の「強さ」の把握
- ⑤利用可能な資源の把握と利用による評価

プランニング

- ①ケアプラン原案の作成(1・2・3・6・7表)
- ②サービス担当者会議における検討(4表)
- ③利用者、家族の同意、ケアプランの交付
- ④ケアプランの調整・整理
- ⑤サービス実施計画の大まかな確認

ケア

- ①介護サービス事業者などへの連絡、仲介と調整
- ②利用者と介護サービス事業者の契約の確認
- ③ケアプラン実施状況の確認と調整
- ④介護サービス利用開始による利用者、家族の生活の状況確認
- ⑤利用者、家族の「強さ」と「参加」状況の確認
- ⑥給付管理

モニタリング・再アセスメント

- ①介護サービス給付状況の管理(5表)
- ②「活動の目標」の達成度の確認と「生活の目標」の再確認
- ③支援者である介護支援専門員自身の自己評価

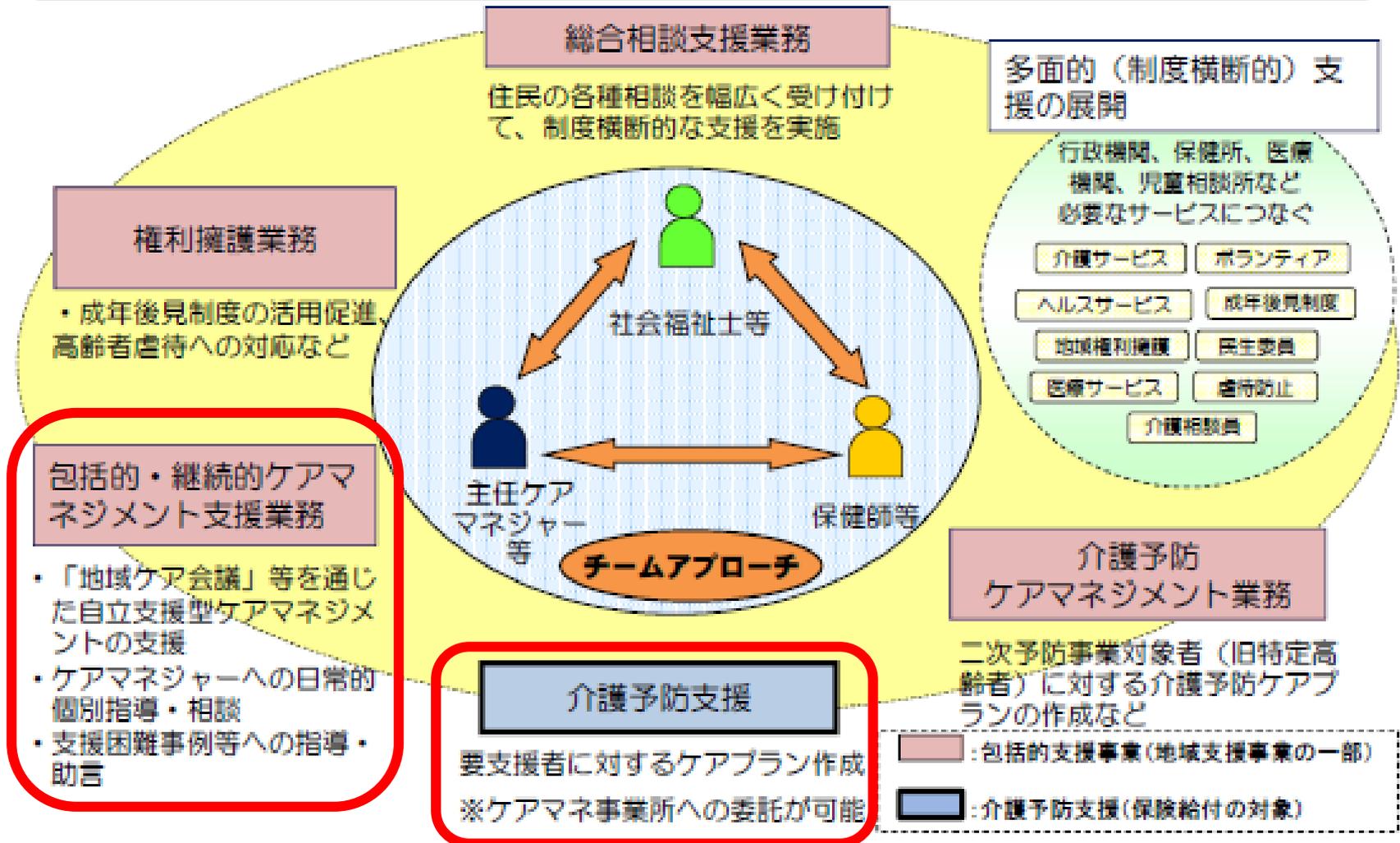
終結

- ①再び「利用者」となるかのフォローアップ
- ②介護支援専門員としての自己点検

地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種チームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。（介護保険法第115条の46第1項）

主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。



ご清聴ありがとうございました。

